

盗難通帳等による不正な払戻し被害に関する預金追加規定

個人のお客様につきましては、各預金規定に定める事項に加え、本規定を適用させていただきます。

また本規定の対象は、払戻しの際に通帳・証書等の提出を要する、別に記載の預金について適用されます。

1. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、各預金規定の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (印鑑照合等)

各預金取引において払戻請求書・諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

3. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人に

よって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(※注 証書式定期預金等については「通帳」を証書と読み替えるものとします。)

【追加規定を適用する規定】

○預金規定

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定

○定期預金規定

- ・(自動継続) 自由金利型定期預金 (M型) 規定 [単利型・複利型]
- ・(自動継続) 自由金利型定期預金規定
- ・(自動継続) 変動金利定期預金規定 [単利型・複利型]
- ・(自動継続) 期日指定定期預金規定
- ・(ワイド) 積立定期預金規定

○定期積金規定

- ・自由金利型定期積金規定

○その他定期預金規定

- ・6ヶ月据置き定期預金「夢工房」預金規定
- ・しみずニュー福祉定期預金規定
- ・しみず年金定期預金規定
- ・年金受取ご予約定期預金規定
- ・キャンペーン定期規定
- ・ダブルマルゆう定期預金規定
- ・マルゆう先取定期預金規定
- ・清水エスパルス応援定期預金規定
- ・譲渡性預金規定

以 上

2020 年 4 月 1 日現在